

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 12 日 (金) 第3313号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 1

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (3件) (県立病院課取扱い) 6
- (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 7
- (県立薩南病院取扱い) 7

規 則

鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第39号

鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則 (鹿児島県優良宅地認定規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県優良宅地認定規則 (昭和55年鹿児島県規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第31条の 2 第 2 項第10号ハ、第62条の 3 第 4 項第10号ハ及び第63条第 3 項第 5 号イ」を「第31条の 2 第 2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ、第63条第 3 項第 5 号イ及び第68条の69第 3 項第 5 号イ」に改める。

第 2 条第 1 項中「第31条の 2 第 2 項第10号ハ、第62条の 3 第 4 項第10号ハ又は第63条第 3 項第 5 号イ」を「第31条の 2 第 2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ、第63条第 3 項第 5 号イ又は第68条の69第 3 項第 5 号イ」に改め、同項第 6 号中「第13条の 3 第 1 項第10号ハ(1)及び第21条の19第 1 項第10号ハ(1)に規定する」を「第13条の 3 第10項第 2 号及び第21条の 19第11項第 2 号に掲げる」に改め、同条第 3 項の表中「こうばい」を「勾配」に改める。

第 3 条中「租税特別措置法施行令第18条の 5 第12項等の規定に基づく建設大臣の定める基

準」を「租税特別措置法施行令第18条の5第12項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」に、「第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号」を「第31条の2第2項第14号及び第62条の3第4項第14号」に改める。

第9条第1項中「又は第63条第3項第5号イ」を「第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

別記第1号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第31条の2第2項第10号ハ} \\ \text{第62条の3第4項第10号ハ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」を「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第31条の2第2項第14号ハ} \\ \text{第62条の3第4項第14号ハ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に改め、同様式備

考3中「第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第31条の2第2項第10号ハ} \\ \text{第62条の3第4項第10号ハ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第31条の2第2項第14号ハ} \\ \text{第62条の3第4項第14号ハ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に、「平成 年 月 日」を「 年 月

日」に改める。

別記第7号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」を「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に改める。

別記第8号様式中「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に、「平成 年 月 日」を「 年 月

日」に改める。

（鹿児島県優良住宅認定規則の一部改正）

第2条 鹿児島県優良住宅認定規則（昭和55年鹿児島県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号ニ、第62条の3第4項第11号ニ及び第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」に改める。

第2条中「第31条の2第2項第11号ニ、第62条の3第4項第11号ニ又は第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」に改め、同条ただし書中「第31条の2第2項第11号ニ又は第62条

の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に、「進ちよくしている」を「進捗している」に改め、同条第4号中「第6条第4項」の次に「若しくは第6条の2第1項」を加え、「その」を「それらの」に改め、同条第5号中「第7条第5項」の次に「若しくは第7条の2第5項」を加え、「その」を「それらの」に、「第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同条第13号中「租税特別措置法施行令第18条の5第14項等の規定に基づく建設大臣の定める基準」を「租税特別措置法施行令第18条の5第14項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準」に、「もの」を「もの）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同条第1号中「第7条第5項」の次に「若しくは第7条の2第5項」を加え、「その」を「それらの」に改め、同条第2号中「第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別記第1号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「
 { 第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第11号ニ
 第62条の3第4項第11号ニ
 第63条第3項第6号 } を { 第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第15号ニ
 第62条の3第4項第15号ニ
 第63条第3項第6号
 第68条の69第3項第6号 } に改め、同様式備

考4から備考6まで及び備考8中「第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別記第2号様式中

「
 { 第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第11号ニ
 第62条の3第4項第11号ニ
 第63条第3項第6号 } を { 第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第15号ニ
 第62条の3第4項第15号ニ
 第63条第3項第6号
 第68条の69第3項第6号 } に、「平成 年

月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人東串良町社会福祉協議会訪問介護事業所	肝属郡東串良町池之原2157番地	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	肝属郡東串良町池之原2157番地	北園 洋一	平成29年5月7日	訪問介護

鹿児島県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人東串良町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	肝属郡東串良町池之原2157番地	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	肝属郡東串良町池之原2157番地	北園 洋一	平成29年5月7日	居宅介護支援

鹿児島県告示第638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人東串良町社会福祉協議会訪問介護事業所	肝属郡東串良町池之原2157番地	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	肝属郡東串良町池之原2157番地	北園 洋一	平成29年5月7日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス 陽！いっど！！	始良市西餅田3306-1	社会福祉法人太陽の風	始良市宮島町55番地10	小牧伸一郎	平成29年4月17日	通所介護
地域密着型特別養護老人ホーム 光陽の杜	始良市西餅田3306-1	社会福祉法人太陽の風	始良市宮島町55番地10	小牧伸一郎	平成29年4月17日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス 陽！いっど！！	始良市西餅田3306-1	社会福祉法人太陽の風	始良市宮島町55番地10	小牧伸一郎	平成29年4月17日	介護予防通所介護
地域密着型特別	始良市西餅田	社会福祉法人太	始良市宮島町55	小牧伸一郎	平成29年	介護予防

養護老人ホーム 光陽の杜	3306-1	陽の風	番地10		4月17日	短期入所 生活介護
リハケアネクサ スあいら	始良市東餅田 336番	リハケアネクサ ス株式会社	始良市東餅田 1442番地1	野田 祐司	平成29年 4月20日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第641号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成26年9月25日から 平成28年2月29日まで	地籍図及び地籍簿	十島村口之島の一部	平成29年 4月14日

鹿児島県告示第642号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成28年7月29日鹿児島県告示第744号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月13日終了した旨の通知があった。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

大隅地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年5月12日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人東串良町社会福祉協議会障害者居宅介護事業所	肝属郡東串良町池之原2157番地	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	肝属郡東串良町池之原2157番地	北園 洋一	平成29年 5月7日	居宅介護 ・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年5月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年5月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年5月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス若葉店

薩摩川内市若葉町41番

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年12月27日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,540平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 68台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物北東側 10台
第2駐輪場 建物敷地北東側 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側及び北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年 4 月26日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年 5 月12日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
診療情報電子化システムサーバ機器等 1式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立病院局県立病院課経営企画班
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年 4 月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ソフトマックス株式会社

鹿児島市加治屋町12番11号

- 5 随意契約に係る契約金額
295,920,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 5 月 12 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,848,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 3 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 45,996,680円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年 2 月 10 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 5 月 12 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,926,497キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院経営課
南さつま市加世田高橋1968番地4号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 3 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
ネクストパワーやまと株式会社
鹿児島市西別府町2995番地10
- 5 落札金額
予想使用電力料金 35,236,049円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年 2 月10日